

第 2 2 6 回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 3 号

令和 5 年 3 月 6 日かすみがうら市農業委員会告示第 3 号をもって、令和 5 年 3 月 10 日（金）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 226 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 5 年 3 月 10 日（金） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	海東 功	2 番	西崎 敏和	3 番	鈴木 良道	4 番	宮本 教夫
5 番	塚本 勝男	6 番	安田 治	7 番	飯田 敬市	8 番	久松 弘叔
9 番	井坂 孝雄	10 番	高田 健司	11 番	谷中 昌	12 番	廣原 孝
13 番	栗山 千勝	14 番	塚本 茂	15 番	中山 峰雄		

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 仲戸 禎雄 事務局長補佐 関川 信政 係長 横田 桂明
主任 青山 哲士

6. 議事録署名委員

3 番 鈴木 良道 4 番 宮本 教夫

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第 12 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について

- ⑤ 議案審議について

議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 17 号 農地法第 5 条による許可後の継承を伴う事業計画変更について

議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 19 号 現況証明願の交付決定について

議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第 22 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

議案第 23 号 遊休農地の非農地判断について

議案第 24 号 農業委員会事務局職員の任免について

午後 14 時 50 分閉会

事務局長	<p>只今から、令和5年 第226回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	(会長あいさつ)
議長	はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、3番 鈴木 良道委員、4番 宮本 教夫委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の青山主任を指名いたします。</p>
議長	<p>次に 日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	・・・異議なしの声・・・
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	<p>次に報告11号から第12号の報告案件ですが、委員の皆様には既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p>
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。

議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第16号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 —事務局朗読—</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
12番 廣原委員	<p>3月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、高田委員と海東委員と私、廣原の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。 番号1番の農地は、中台地内の●●●●●●●●●●●●から約500m南西に位置する田1筆になります。 現況は、きれいに管理されていまして。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号2番の農地は、●●●●●●●●●●●●から約400m南東に位置する畑1筆になります。 現況は、きれいに管理されていまして。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号3番の●●●●●●●●●●●●から約600m北西に位置する畑1筆になります。 現況は、きれいに管理されていまして。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。野菜等を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号4番、5番の農地につきましては、営農型太陽光発電施設に関連する申請であり、議案第17号 農地法第5条の変更の番号1番、議案第18号 農地法第5条の番号1番と関連する案件のため、 そちらの説明の際に一括で説明いたします。</p>

12番 廣原委員	<p>続きまして番号6番の農地は、中台地内の●●●●●●●●●●から約200m北に位置する畑2筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていまして。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号7番の農地は、中志筑地内の●●●●●●●●●●から約300m南東に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、土地改良事業によりきれいに整備されていまして。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。梨を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声・質問、意見等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成(賛成多数)ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声・質問、意見等なし)</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について 原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成(賛成多数)ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成(賛成多数)ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号4番、5番については、5条許可と関連がありますので、議案第18号の審査の中で一括審議といたします。</p>
議長	<p>次に番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号6番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成(賛成多数)ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見等なし)</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号7番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成(賛成多数)ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第16号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、番号4番、5番を除き、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第17号 農地法第5条による許可後の継承を伴う事業計画の変更について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 本件は、5条許可と関連がありますので、議案第18号議案審査において、一括審議をお願いします。</p>
議長	<p>次に 「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
10番 高田委員	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。こちらについては、先ほど説明がありました3条の番号4番、5番。5条の変更と関連がありますので一括で説明いたします。 図面番号1番、2番も併せてご覧ください。</p>

10 番 高田委員	<p>申請地は、●●●●●●から約350m西に位置する畑2筆、農地区分は第1種農地になります。</p> <p>こちらは、令和3年3月10日付けで、営農型太陽光発電施設設置に伴う5条の一時転用許可を受けた案件になります。</p> <p>まず、5条による許可後の継承を伴う事業計画変更については、当初の発電事業者が、事業全体の経営判断として、資金繰りの関係から得策ではないと判断し、新たな事業者が事業を承継するため、事業計画の変更を求めるものとなります。</p> <p>次に、5条の番号1番につきましては、新たな事業者が、太陽光発電施設の支柱部分の転用の許可を求めるものとなります。</p> <p>続きまして、農地法3条の番号4番については、新たな耕作者が土地の使用貸借の許可を求めるものとなります。</p> <p>作付けについては、今までの耕作者と同様にサカキを作付けする計画です。</p> <p>書類審査、現地調査を行い、許可にあたって支障はないと判断しました。</p> <p>なお、この申請者は認定農業者であり、また、既に●●地内の営農型発電施設において、サカキの作付けを行っている者です。</p> <p>許可期間については圃場の管理状況などを鑑みて10年間で相当であると判断しました。</p> <p>次に、3条の番号5番については、 発電事業者が太陽光パネルを使用するための区分地上権の設定を求めるものとなります。 いずれも許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号2番になります。 図面番号3番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●から約600m南東に位置する畑1筆の一部になります。</p> <p>こちらは、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設整備用資材搬入の進入路として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による農地への影響はないと判断しました。</p>
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>10 番 高田委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。それでは説明いたします。</p> <p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>これより、議案審議に入ります。 番号1番については、「議案第16号 番号4番、5番」、「議案第17号 1番」と同一計画地であり、関連した案件となりますので、一括審議をお願いします。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見等なし)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番並びに、「議案第16号 番号4番、5番」、「議案第17号 1番」について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p> <p>全員賛成(賛成多数)ですので、番号1番並びに、「議案第16号 番号4番、5番」、「議案第17号 1番」は、原案のとおり 許可することに 決定いたします。</p> <p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 ・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成(賛成多数)ですので、番号2番は原案のとおり 許可することに 決定いたします。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議長	<p>全員賛成ですので、番号2番、3番 並びに「議案第7号」番号6番、7番は、原案のとおり許可することに 決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について」並びに、「議案第16号 番号4番、5番」、「議案第17号 番号1番」は、原案のとおり許可することに 決定いたしました。</p>
議長	<p>次に 「議案第19号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお 当案件については 事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
10番 高田委員	<p>それでは説明いたします。番号1番になります。 図面番号4番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●の北に隣接する畑2筆になります。 こちらは、20年以上前から雑木、雑草などが繁茂している状況であり、現在に至っていることから、 証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
4番 宮本委員	<p>申請地の、●●●●●●●●と●●●●●●の畑2筆の挟まった間の土地は、何ですか。</p>
事務局	<p>管理されている農地です。</p>

4 番 宮本委員	分かりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について 原案のとおり 交付することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成（賛成多数）ですので、番号 1 番は原案のとおり 交付す ることに 決定いたします。
議長	「議案第 1 9 号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり 交付することに 決定いたしました。
議長	次に 「議案第 2 0 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条 第 1 項 の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 2 0 号 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙 手をお願いします。よろしいですか。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 2 0 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案 のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第 2 1 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定 による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程 いたします。

議長	事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 2 1 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手 をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 2 1 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定 について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第 2 2 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条 第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上 程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 2 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙 手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 2 2 号農地中間管理事業の推進に関す

議長	る法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第23号遊休農地の非農地判断について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 事務局説明
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
議長	・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、「議案第23号遊休農地の非農地判断について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第24号農業委員会事務局職員の任免について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 —事務局説明—
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 ・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。

議長	<p>議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成(賛成多数)ですので、「議案第24号農業委員会事務局職員の任免について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p>
議長	<p>来月の総会は、4月10日(月)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、鈴木 良道 委員、宮本 教夫 委員、塚本 勝男 委員 です。</p>
議長	<p>日時は、4月3日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎 小会議室2といたします。 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に 事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<p>地域計画での目標地図作成(タブレット)の説明報告。</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第226回総会を閉会いたします。 慎重審議、大変ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>起立、礼、お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長_____

署名委員_____

署名委員_____